

# ワンストップ・マネジメントサービス利用規約

実施 平成 20 年 8 月 1 日

## 目次

### 第 1 章 総則

- 第 1 条 規約の適用
- 第 2 条 本規約の範囲
- 第 3 条 本規約の変更
- 第 4 条 本規約の公表
- 第 5 条 ワンストップ・マネジメントサービスの終了
- 第 6 条 用語の定義

### 第 2 章 契約

- 第 7 条 基本サービス
- 第 8 条 契約の単位
- 第 9 条 ワンストップ・マネジメントサービスの利用申込
- 第 10 条 ワンストップ・マネジメントサービス利用申込の承諾
- 第 11 条 届出事項の変更等
- 第 12 条 最低利用期間
- 第 13 条 その他の契約内容の変更
- 第 14 条 契約の地位の承継
- 第 15 条 ワンストップ・マネジメントサービス契約者の氏名等の変更の届出
- 第 16 条 利用権の譲渡
- 第 17 条 ワンストップ・マネジメントサービス契約者が行うワンストップ・マネジメントサービスに係る契約の解除
- 第 18 条 当社が行うワンストップ・マネジメントサービスに係る契約の解除
- 第 19 条 付加サービスの提供

### 第 3 章 利用中止等

- 第 20 条 利用中止
- 第 21 条 利用停止

### 第 4 章 料金等

- 第 22 条 料金及び工事に関する費用
- 第 23 条 利用料金の支払義務
- 第 24 条 手続きに関する料金の支払義務
- 第 25 条 工事費の支払義務
- 第 26 条 料金の計算方法等

### 第 5 章 割増金及び延滞利息

- 第 27 条 割増金
- 第 28 条 延滞利息

### 第 6 章 損害賠償等

- 第 29 条 責任の制限
- 第 30 条 承諾の限界

### 第 7 章 雑則

- 第 31 条 ワンストップ・マネジメントサービス契約者の義務
- 第 32 条 ワンストップ・マネジメントサービス契約者に対する通知
- 第 33 条 法令に規定する事項
- 第 34 条 個人情報の取扱い
- 第 35 条 不可抗力
- 第 36 条 特約

## 料金表

### 通則

- 第 1 表 料金
- 第 2 表 工事に関する費用

## 附則

## 第1章 総則

### (規約の適用)

- 第1条 ワンストップ・マネジメントサービス利用規約（以下「本規約」といいます。）は、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下「当社」といいます。）が提供するワンストップ・マネジメントサービスの利用条件について定めるものです。
- 2 ワンストップ・マネジメントサービスに係る契約者（以下「ワンストップ・マネジメントサービス契約者」といいます。）は、本規約を誠実に遵守するものとします。

### (本規約の範囲)

- 第2条 本規約はワンストップ・マネジメントサービスと当社との間のワンストップ・マネジメントサービスに関する一切の關係に適用します。
- 2 当社がワンストップ・マネジメントサービスの円滑な運用を図るため必要に応じてワンストップ・マネジメントサービスに通知するワンストップ・マネジメントサービスの利用に関する諸規定は、本規約の一部を構成するものとします。

### (本規約の変更)

- 第3条 当社は本規約を必要に応じて変更することがあります。この場合には、変更後の規約の内容及び効力発生時期を、当社のWebサイト（<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html>）上への掲載その他の適切な方法により周知します。
- 2 変更後の規約の効力発生後、ワンストップ・マネジメントサービス契約者が特段の申出なくワンストップ・マネジメントサービスを利用し、又は利用料金を支払ったとき、その他ワンストップ・マネジメントサービス契約者が当該変更を特段の異議なく承諾したものと当社が判断したときは、当社は、ワンストップ・マネジメントサービス契約者がかかる変更へ同意したものとみなします。この場合、特に断りのない限り、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。

### (本規約の公表)

- 第4条 当社は、当社のWebサイト（<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html>）において、本規約を公表します。

### (ワンストップ・マネジメントサービスの終了)

- 第5条 当社は、ワンストップ・マネジメントサービスの全部又は一部を終了することがあります。
- 2 ワンストップ・マネジメントサービスの全部又は一部の終了があったときは、そのワンストップ・マネジメントサービスの全部又は一部に係る契約は終了するものとします。
- 3 ワンストップ・マネジメントサービスの全部又は一部を終了するにあたり、当社はワンストップ・マネジメントサービス契約者に対しその旨を通知します。
- この場合、当社は、ワンストップ・マネジメントサービス契約者及びその他のいかなる者に対しても、責任を負わないものとします。

### (用語の定義)

- 第6条 本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備
4 ワンストップ・マネジメントサービス	当社が提供する統合VPNサービスについて、監視・運用業務等を提供するサービス
5 ワンストップ・マネジメントサービス契約	ワンストップ・マネジメントサービスの提供を受けるための契約
6 ワンストップ・マネジメントサービス契約者	当社とワンストップ・マネジメントサービス契約を締結している者
7 統合VPNサービス	次の(1)から(4)までに掲げる当社の電気通信サービス（ワンストップ・マネジメントサービスを提供することが技術上困難なものを除きます。） (1) IP通信網サービス契約約款に基づき提供する第6種オープンコンピュータ通信網サービス (2) Universal One サービス契約約款（第2編）に基づき提供するVPNサービス (3) Universal One サービス契約約款（第3編）に基づき提供するVPNサービス (4) Universal One サービス契約約款（第6編）に基づき提供するクローズドコンピュータ通信網サービス

8 統合VPNサービス契約者	ワンストップ・マネジメントサービスに係る統合VPNサービスの契約者
9 端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
10 自営端末設備	統合VPNサービス契約者が設置する端末設備
11 回線終端装置	電気通信回線設備の終端の場所に当社が設置する装置（端末設備を除きます。）
12 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

## 第2章 契約

### （基本サービス）

第7条 ワンストップ・マネジメントサービスは、次の基本サービスを提供します。

区 別	内 容
遠隔監視サービス	その統合VPNサービスに係る回線終端装置若しくは端末設備（以下「回線終端装置等」といいます。）又は自営端末設備（あらかじめワンストップ・マネジメントサービス契約者が指定したものに限り、以下同じとします。）を当社が遠隔で監視するサービス
故障通知サービス	当社が、その統合VPNサービスに係る故障を検知した場合、障害発生、障害区間及び対応状況等をワンストップ・マネジメントサービス契約者に通知するサービス
故障手配代行サービス	その統合VPNサービスに係る自営端末設備の障害を当社が知った場合、ワンストップ・マネジメントサービス契約者に確認後、その統合VPNサービス契約者がその自営端末設備について保守を委託している事業者（以下「保守事業者」といいます。）へ修理の請求等を行うものを当社が一元的に取次ぎ代行して行うサービス

### （契約の単位）

第8条 当社は、統合VPNサービスに係る1のグループごとに、オープンコンピュータ通信網サービスにあつては契約者回線等1回線又は1の契約者識別符号ごとに1のワンストップ・マネジメントサービス契約を締結します。この場合、ワンストップ・マネジメントサービス契約者は、1のワンストップ・マネジメントサービス契約につき1人とします。

2 前項の場合、ワンストップ・マネジメントサービス契約者は、その統合VPNサービスに係るグループの代表契約者等（当社に届け出た者に限り、以下、同じとします。）又はオープンコンピュータ通信網サービス（そのワンストップ・マネジメントサービスの提供に係るものに限り、以下、同じとします。）に係る契約者と同一の者に限り、以下、同じとします。

### （ワンストップ・マネジメントサービスの利用申込）

第9条 ワンストップ・マネジメントサービスに係る契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書等を当社へ提出して頂きます。

- 統合VPNサービスの名称
- ワンストップ・マネジメントサービスの提供に必要な統合VPNサービスの契約者回線等（以下「監視対象回線」といいます。）に係る情報
- その他申込みの内容を特定するために必要な事項

2 前項の申込みにあたり、当社は必要により、住民票、印鑑証明書又は運転免許証等の公的機関が発行する身分証明書の提出、提示又はその写しの提出等を求めることがあります。

### （ワンストップ・マネジメントサービス利用申込の承諾）

第10条 当社は、ワンストップ・マネジメントサービスに係る契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は前項の規定に関わらず、次の場合には、そのワンストップ・マネジメントサービスに係る契約の申込みを承諾しないことがあります。

- ワンストップ・マネジメントサービスに係る契約の申込みをした者が、そのワンストップ・マネジメントサービスに係る代表契約者等（当社に届け出た者に限り、以下、同じとします。）又は統合VPNサービス契約者（オープンコンピュータ通信網サービスに係る者に限り、以下、同じとします。）と同一の者とならないとき。
- 対象となるワンストップ・マネジメントサービスのVPNを構成する全ての契約者回線等（ワンストップ・マネジメントサービスを提供することが技術上困難なものを除きます。）を監視対象としないとき。
- 全ての統合VPNサービス契約者からワンストップ・マネジメントサービスの提供に必要な事項（監視対象回線のアドレス情報及び自営端末のトラヒック情報を取得するための情報等とします。）を当社に開示することの同意が得られないとき。
- 全ての統合VPNサービス契約者からワンストップ・マネジメントサービス契約者に自営端末設備のトラヒック情報を開示することの同意が得られないとき。
- ワンストップ・マネジメントサービスに係る契約の申込みをした者が、ワンストップ・マネジメントサービス又

は統合VPNサービス（そのワンストップ・マネジメントサービスの提供に係るものに限り、）の料金等の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

- (6) ワンストップ・マネジメントサービスに係る契約の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。
- (7) ワンストップ・マネジメントサービスに係る契約の申込みをした者が、第31条（ワンストップ・マネジメントサービス契約者の義務）第1項に定める行為を守ることができない恐れがあると当社が判断したとき。
- (8) ワンストップ・マネジメントサービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (9) その他、ワンストップ・マネジメントサービスに係る当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

（届出事項の変更等）

第11条 ワンストップ・マネジメントサービス契約者は、第9条（ワンストップ・マネジメントサービスの利用申込）に規定する事項その他当社が別に定める異動があったときは、その内容について、速やかに当社に通知（当社が指定する様式によります。）していただきます。

2 前項に規定する、当社が別に定める異動の他、ワンストップ・マネジメントサービス契約者は、第9条において当社に提出した内容に変更があった場合には、その変更した内容について、速やかに当社に通知（当社が指定する様式によります。）していただきます。

（注）本条に規定する当社が別に定める異動は、ワンストップ・マネジメントサービスに係る統合VPNサービスに係る契約約款及び料金表に定めるもののうち、次のとおりとします。

- (1) 利用権の譲渡
- (2) 契約の解除
- (3) 契約者の地位の承継
- (4) 契約者の氏名、名称又は住所若しくは居所の変更

（最低利用期間）

第12条 ワンストップ・マネジメントサービスには、料金表第1表（料金）に定めるところにより最低利用期間があります。

2 前項の最低利用期間は、ワンストップ・マネジメントサービスの提供を開始した日から起算して1年間とします。

（その他の契約内容の変更）

第13条 当社は、ワンストップ・マネジメントサービス契約者から請求があったときは、第9条（ワンストップ・マネジメントサービスの利用申込）第3号に規定する契約内容の変更を行います。

2 前項の請求があったときは、当社は、第10条（ワンストップ・マネジメントサービス利用申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（契約の地位の承継）

第14条 相続又は法人の合併若しくは分割によりワンストップ・マネジメントサービスに係る契約の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により設立された法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて当社に届け出ていただきます。

2 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

3 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

（ワンストップ・マネジメントサービス契約者の氏名等の変更の届出）

第15条 ワンストップ・マネジメントサービス契約者は、申込書（申込書に付随する添付文書も含みます。）に記載されたワンストップ・マネジメントサービス契約者の名称等、ワンストップ・マネジメントサービス契約者に関する事項に変更があったときは、変更内容を速やかに当社に届け出るものとします。

2 前項の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類又は当社の指定する資料を提示いただくことがあります。

3 ワンストップ・マネジメントサービス契約者が第1項に定める変更届を怠り不利益を被ったとしても、当社は責任を負わないものとします。

（利用権の譲渡）

第16条 利用権（ワンストップ・マネジメントサービス契約者がワンストップ・マネジメントサービス契約に基づいてワンストップ・マネジメントサービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

2 利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により当社に請求していただきます。ただし、競売調書その他譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

3 当社は、前項の規定により利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。

- (1) 利用権を譲り受けようとする者が、そのワンストップ・マネジメントサービスに係る代表契約者等（当社に届けた者に限ります。）又は統合VPNサービス契約者（オープンコンピュータ通信網サービスに係る者に限ります。）と同一の者とならないとき。

- (2) そのワンストップ・マネジメントサービスに係る全ての統合VPNサービス契約者の承諾が得られないとき。
  - (3) 全ての統合VPNサービス契約者から利用権を譲り受けようとする者に自営端末設備のトラフィック情報を開示することの同意が得られないとき。
  - (4) 利用権を譲り受けようとする者が、ワンストップ・マネジメントサービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
  - (5) 利用権の譲渡の承認を受けようとする当事者が、譲渡の承認の請求にあたり虚偽の内容を記載した書面を提出したとき。
  - (6) 利用権を譲り受けようとする者が、第31条（ワンストップ・マネジメントサービス契約者の義務）第1項に定める行為を守ることができない恐れがあると当社が判断したとき。
  - (7) その他ワンストップ・マネジメントサービスに係る当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
- 4 利用権の譲渡があったときは、譲受人は、ワンストップ・マネジメントサービス契約者の有していた一切の権利及び義務を承継します。

（ワンストップ・マネジメントサービス契約者が行うワンストップ・マネジメントサービスに係る契約の解除）

第17条 ワンストップ・マネジメントサービス契約者は、ワンストップ・マネジメントサービスに係る契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ当社所定の様式に記入していただき、当社に書面等により通知していただきます。

- 2 ワンストップ・マネジメントサービス契約者は、ワンストップ・マネジメントサービスに係る全ての統合VPNサービスの契約の解除があったときは、ワンストップ・マネジメントサービスに係る契約を解除の届出をしていただきます。

（当社が行うワンストップ・マネジメントサービスに係る契約の解除）

第18条 当社は、ワンストップ・マネジメントサービス契約者が次のいずれかに該当するときは、そのワンストップ・マネジメントサービスに係る契約の解除をすることがあります。

- (1) 第21条（利用停止）の規定によりワンストップ・マネジメントサービスの利用を停止されたワンストップ・マネジメントサービス契約者が、なおその事実を解消しないとき。
  - (2) 支払い期日を経過してもなお、ワンストップ・マネジメントサービスの料金の支払いがないとき。
  - (3) 第9条（ワンストップ・マネジメントサービスの利用申込）に基づき当社に申し出た内容に虚偽の内容を記載したとき。
  - (4) 第11条（届出事項の変更等）に基づく異動の通知がないとき。
  - (5) その他、本規約に違反したとき。
- 2 当社は、前項の規定により、そのワンストップ・マネジメントサービスに係る契約を解除しようとするときは、あらかじめワンストップ・マネジメントサービス契約者にそのことを通知します。

（付加サービスの提供）

第19条 当社は、ワンストップ・マネジメントサービス契約者から請求があったときは、次の場合を除き、料金表第1表（料金）に定めるところにより付加サービスを提供します。

- (1) 付加サービスの提供を請求したワンストップ・マネジメントサービス契約者が、付加サービス利用料の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
  - (2) 付加サービスの提供を請求したワンストップ・マネジメントサービス契約者が、虚偽の内容を含む請求を行ったとき。
  - (3) 付加サービスの提供が技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難であるとき。
  - (4) その他ワンストップ・マネジメントサービスに係る当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
- 2 前項の請求があったときは、当社は、第10条（ワンストップ・マネジメントサービス利用申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。
- 3 当社は、その付加サービスの提供を受けているワンストップ・マネジメントサービス契約者から廃止の申出があったときは付加サービスを廃止します。

### 第3章 利用中止等

（利用中止）

第20条 当社は、次の場合には、ワンストップ・マネジメントサービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の設備の保守上又は工事業やむを得ないとき。
  - (2) 天災、事変、その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
  - (3) 当社の設備を不正アクセス行為から防御するために必要なとき。
- 2 当社は、前項の規定によりワンストップ・マネジメントサービスの利用を中止するときは、あらかじめワンストップ・マネジメントサービス契約者にそのことを通知します。
- ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

（利用停止）

第21条 当社は、ワンストップ・マネジメントサービス契約者が次のいずれかに該当するときは、ワンストップ・マネジメントサービスの利用を停止する事があります。

- (1) 料金その他の債務について、支払い期日を経過してもなお支払わないとき。
  - (2) 統合VPNサービスに係る料金の支払いがないとき。
  - (3) 第11条（届出事項の変更等）又は第31条（ワンストップ・マネジメントサービス契約者の義務）の規定に違反したとき。
  - (4) 前3号のほか、本規約に反する行為であって、ワンストップ・マネジメントサービス若しくは統合VPNサービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、若しくは及ぼすおそれがある行為をしたとき。
- 2 当社は、前項の規定によりワンストップ・マネジメントサービスを停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間をワンストップ・マネジメントサービスに係る契約者に通知します。  
ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

#### 第4章 料金等

（料金及び工事に関する費用）

第22条 当社が提供するワンストップ・マネジメントサービスの料金は、利用料金とし、料金表第1表（料金）に定めるところによります。

2 当社が提供するワンストップ・マネジメントサービスの工事に関する費用は、工事費とし、料金表第2表（工事に関する費用）に定めるところによります。

（利用料金の支払義務）

第23条 ワンストップ・マネジメントサービス契約者は、その契約に基づいて当社がワンストップ・マネジメントサービスの提供を開始した日から起算して、契約の解除又は付加サービスの廃止があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、料金表第1表（料金）に規定する利用料金の支払いを要します。

2 前項の期間において、ワンストップ・マネジメントサービスを利用することができない状態が生じたときの利用料金の支払いは、次によります。

- (1) 利用停止又は利用中止があったときは、ワンストップ・マネジメントサービスに係る契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。
- (2) 前号の規定によるほか、ワンストップ・マネジメントサービスに係る契約者は、次の場合を除き、ワンストップ・マネジメントサービスを利用できなかった期間中の利用料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
当社の故意又は重大な過失によりそのワンストップ・マネジメントサービスを全く利用できない状態が生じたとき	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのワンストップ・マネジメントサービスについての料金

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

4 前項の場合において、1以上の料金月の料金が重複して支払われた結果、過払い金が発生したときは、当社はそれ以後の料金月（1の暦月の起算日（当社がワンストップ・マネジメントサービス契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）の料金でその過払い金を相殺して返還することがあります。

（手続きに関する料金の支払義務）

第24条 ワンストップ・マネジメントサービス契約者は、ワンストップ・マネジメントサービスに係る手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第1表（料金）に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

（工事費の支払義務）

第25条 ワンストップ・マネジメントサービスの契約の申込み又は区分の変更の請求をし、その承諾を受けたときは、ワンストップ・マネジメントサービス契約者は、料金表第2表（工事に関する費用）に規定する工事費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にその契約の解除、その工事の請求の取消しがあった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除があった場合は、前項の規定にかかわらず、ワンストップ・マネジメントサービス契約者は、その工事に関して解除等あったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

（料金の計算方法等）

第26条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

#### 第5章 割増金及び延滞利息

(割増金)

第 27 条 ワンストップ・マネジメントサービス契約者は、利用料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

(延滞利息)

第 28 条 ワンストップ・マネジメントサービス契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお、支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

(注) 本条に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とします。

## 第 6 章 損害賠償等

(責任の制限)

第 29 条 当社は、ワンストップ・マネジメントサービスを提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。

ただし、当社の故意又は重大な過失による場合は、この限りではありません。

2 本規約に定める免責に関する事項は、本規約の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責又は制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項が本規約に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます。

(承諾の限界)

第 30 条 当社は、ワンストップ・マネジメントサービス契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社のワンストップ・マネジメントサービスに係る業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

## 第 7 章 雑則

(ワンストップ・マネジメントサービス契約者の義務)

第 31 条 ワンストップ・マネジメントサービス契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 第 11 条（届出事項の変更等）に基づく当社への通知をすること。
  - (2) 当社又は第三者の著作権その他の権利を侵害する行為をしないこと。
  - (3) ワンストップ・マネジメントサービスによりアクセス可能な当社又は第三者の情報を改ざん、消去する行為をしないこと。
  - (4) 第三者になりすましてワンストップ・マネジメントサービスを利用する行為をしないこと。
  - (5) 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと。
  - (6) 当社の設備に無権限でアクセスし、その利用又は運営に支障を与える行為をしないこと。
  - (7) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為をしないこと。
  - (8) その他、法令、このワンストップ・マネジメントサービス利用規約若しくは公序良俗に反する行為、サービスの運営を妨害する行為、当社の信用を毀損する行為、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為をしないこと。
  - (9) その他前各号に該当する恐れのある行為又はこれに類する行為を行わないこと。
- 2 ワンストップ・マネジメントサービス契約者は、前項の規定に違反してワンストップ・マネジメントサービスに係る当社の設備等をき損したときには、当社が指定する期日までにその修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。
- 3 当社は、ワンストップ・マネジメントサービス契約者の本条に規定する義務違反によりワンストップ・マネジメントサービス契約者又はその他の者に発生する損害について責任を負わないものとします。

(ワンストップ・マネジメントサービス契約者に対する通知)

第 32 条 ワンストップ・マネジメントサービス契約者に対する通知は、当社の判断により、次のいずれかの方法で行うことができるものとします。

- (1) 当社の Web サイトに掲載して行います。この場合は、掲載された時をもって、ワンストップ・マネジメントサービスに係る契約者に対し通知が完了したものとみなします。
- (2) ワンストップ・マネジメントサービス契約者がワンストップ・マネジメントサービスの利用申込の際又はその後に当社に届け出たワンストップ・マネジメントサービスに係る契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信し、又は F A X 番号宛に F A X を送信して行います。この場合は、当社が送信した時をもって、ワンストップ・マネジメントサービスに係る契約者に対する通知が完了したものとみなします。
- (3) ワンストップ・マネジメントサービス契約者がワンストップ・マネジメントサービスの利用申込の際又はその後に当社に届け出たワンストップ・マネジメントサービスに係る契約者の住所宛に郵送して行います。この場合は、郵

便物がワンストップ・マネジメントサービスに係る契約者の住所に到達した時をもって、ワンストップ・マネジメントサービスに係る契約者に対する通知が完了したものとみなします。

(4) その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合は、当該通知の中で当社が指定した時をもって、当該通知が完了したものとみなします。

2 本規約又は関連法令において書面による通知手続が求められている場合、前項各号の手続により書面に代えることができるものとします。

(法令に規定する事項)

第 33 条 ワンストップ・マネジメントサービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(個人情報の取扱い)

第 34 条 当社は、ワンストップ・マネジメントサービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては、当社のプライバシーポリシー (<https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy.html>) に定めるところによります。

2 当社は、当社が保有している個人情報についてワンストップ・マネジメントサービス契約者から開示の請求があったときは、原則として開示をします。

3 ワンストップ・マネジメントサービス契約者は、前項の請求をし、その個人情報の開示（該当個人情報が存在しない場合に、その旨を知らせることを含みます。）を受けたときは、当社の Web サイト (<https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy/kaijiseikyuu.html>) に定める手数料の支払いを要します。

(不可抗力)

第 35 条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生のおそれがある場合に、当社が講じた措置によりワンストップ・マネジメントサービス契約者又は第三者に損害が生じたときは、その損害が当社の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負いません。

(特約)

第 36 条 本規約の一部条項について特約をした場合については、当該条項の定めにかかわらず、その特約事項を適用します。

## 料金表

### 通則

(料金の計算方法等)

- 1 当社は、ワンストップ・マネジメントサービス契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、利用料金は料金月に従って計算します。
- 2 当社は、次の場合が生じたときは、利用料金をその利用日数に応じて日割します。
  - (1) 料金月の初日以外の日にワンストップ・マネジメントサービス又は付加サービスの提供の開始があったとき。
  - (2) 料金月の初日以外の日にワンストップ・マネジメントサービス契約の解除又は付加サービスの廃止があったとき。
  - (3) 料金月の初日にワンストップ・マネジメントサービス又は付加サービスの提供を開始し、その日にそのワンストップ・マネジメントサービス契約の解除又は付加サービスの廃止があったとき。
  - (4) 料金月の初日にワンストップ・マネジメントサービスの契約内容の変更等により利用料の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の利用料は、その増加又は減少のあった日から適用します。
  - (5) 第23条(利用料金の支払義務)第2項第2号の表の規定に該当するとき。
  - (6) 5の規定に基づく起算日の変更があったとき。
- 3 利用料金の日割は、料金月の日数により行います。

この場合、第23条(利用料金の支払義務)第2項第2号の表に規定する料金の算出に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する日とみなします。
- 4 利用料金については、当社は、特別の事情がある場合は、あらかじめワンストップ・マネジメントサービス契約者の承諾を得て、1の規定にかかわらず、2以上の料金月分まとめて計算し、それらの料金月のうち最終料金月以外の料金については、それぞれ概算額とすることがあります。この場合の精算は、最終料金月において行います。
- 5 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、料金月の起算日を変更することがあります。

(端数処理)
- 6 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)
- 7 ワンストップ・マネジメントサービス契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。
- 8 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金等の一括後払い)
- 9 当社は、当社に特別の事情がある場合は、7及び8の規定にかかわらず、ワンストップ・マネジメントサービス契約者の承諾を得て、2月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(料金等の請求)
- 10 当社は、ワンストップ・マネジメントサービスの料金等をワンストップ・マネジメントサービス契約者に係る統合VPNサービスの料金等と併せて請求することがあります。

(消費税相当額の加算)
- 11 第23条(利用料金の支払義務)及び第25条(工事費の支払い義務)の規定その他本規約の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額(料金表第1表(料金)に規定する規定損害金に係るものを除きます。)は、この料金表に定める額(税抜価格(消費税相当額を加算しない額とします。以下同じとします。))に基づき計算された額とします。)に消費税相当額を加算した額とします。

上記算定方法により、支払いを要することになった額は、料金表に表示された額(税込価格(消費税相当額を加算した額とします。以下同じとします。))の合計と異なる場合があります。

(注1) この料金表に規定する料金額は、税抜価格とします。なお、かっこ内の料金額は、税込価格を表示します。

(注2) 関連法令の改正により消費税等の税率に変更が生じた場合には、消費税相当額は変更後の税率により計算するものとします。

(料金等の臨時減免)
- 12 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、本規約の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

(注) 当社は料金等の減免を行ったときは、ワンストップ・マネジメントサービス契約者にその旨を通知します。

第1表 料金

第1 利用料金

1 適用

区 分	内 容
(1) ワンストップ・マネジメントサービスに係る利用料金の適用	ワンストップ・マネジメントサービスの利用料金は、1の監視対象回線ごとに適用します。
(2) 基本サービスに係る利用料金の適用	ア 基本サービスの利用料金は、基本額と加算額を合算して適用します。 イ 1の監視対象回線における監視対象IPアドレスを追加する場合（追加は1を除き最大19までとします。）又は保守事業者を追加する場合（追加は1を除き最大1とします。）は、加算額を適用します。
(3) 最低利用期間内にワンストップ・マネジメントサービス契約の解除があった場合の料金（規定損害金）の適用	ア ワンストップ・マネジメントサービスには、最低利用期間があります。 イ 当社は、最低利用期間内にワンストップ・マネジメントサービス契約の解除があった場合は、規定損害金として50,000円を、当社が定める期日までに、ワンストップ・マネジメントサービス契約者から一括して支払っていただきます。

2 料金額

2-1 基本サービス利用料

1の監視対象回線ごと月額

区 分		料金額
基本額		3,000円(3,300円)
加算額	追加したIPアドレス1個ごとに	500円(550円)
	追加した保守事業者1社ごとに	1,000円(1,100円)

2-2 付加サービス利用料

(1) 復旧手配サービス

1の監視対象回線ごと月額

区 分	料金額
その統合VPNサービスに係る東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社（以下「特定協定事業者」といいます。）の提供する電気通信回線設備（当社のIP通信網サービス契約約款又はUniversal Oneサービス契約約款（第6編）に規定するDSL回線、光アクセス回線又は利用回線となるものに限り、以下この(1)において同じとします。）について、障害が生じた場合、その統合VPNサービス契約者が特定協定事業者へ修理の請求等を行うものを当社が一元的に取次ぎ代行して行うサービス	500円(550円)
備考 電気通信回線設備の修理及び復旧の対応時間は、その統合VPNサービス契約者と特定協定事業者との契約（保守の態様による細目によるものとします。）によります。	

(2) 故障月次レポートサービス

1の契約ごとに月額

区 分	料金額
その統合VPNサービスの電気通信回線設備から自営端末設備までの区間に係る故障発生状況の統計情報等をワンストップ・マネジメントサービス契約者に料金月ごとに報告するサービス	10,000円(11,000円)

(3) トラヒックレポートサービス

1の契約ごとに月額

区 分	料金額
その統合VPNサービスに係る自営端末設備のトラヒック情報をグラフ化し、ワンストップ・マネジメントサービス契約者に閲覧させるサービス	10,000円(11,000円)

(4) 状態監視サービス

1の自営端末設備ごと月額

区 分		料金額
標準サービス	その統合VPNサービス（当社が別に定めるものを除きます。）の自営端末設備に係る当社が指定する稼働状況及び状態に関する情報（以下この(4)において「状態監視情報」といいます。）を、ワンストップ・マネジメントサービス契約者に通知するサービス	基本額 500円(550円)

	(注) 本欄に規定する当社が別に定める統合VPNサービスは、IP通信網サービス契約約款に基づき提供する第6種オープンコンピュータ通信網サービスとします。		
拡張サービス	当社が指定する状態監視情報に追加して、ワンストップ・マネジメントサービス契約者があらかじめ指定する状態監視情報を、ワンストップ・マネジメントサービス契約者に通知するサービス	加算額	500円(550円)
備考 状態監視サービスの申込みにあたっては、状態監視サービスの対象となる自営端末設備をあらかじめ指定していただきます。			

## 第2 手続きに関する料金

### 1 適用

区 分	内 容	
手続きに関する料金の適用	手続きに関する料金は、次のとおりとします。	
	種別	内 容
	譲渡承認手数料	利用権の譲渡の承認の請求をし、その承認を受けたときに支払いを要する料金

### 2 料金額

料金種別	単 位	料金額
譲渡承認手数料	1の契約ごとに	800円(880円)

## 第2表 工事に関する費用

### 第1 工事費

#### 1 適用

区 分	内 容	
(1) 基本サービス工事費及び付加サービス工事費の適用	基本サービス工事費及び付加サービス工事費は次の場合に適用します。	
	区分	内 容
	ア 基本サービス工事費	基本サービスに関する工事を要する場合に適用します。
	イ 付加サービス工事費	付加サービスに関する工事を要する場合に適用します。
(2) 工事費の減額適用	当社は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。	

### 2 工事費の額

区 分	単 位	工事費の額
(1) 基本サービス工事費	ア 利用の開始に係る工事	1の契約ごとに 50,000円 (55,000円)
	イ ア以外の工事	1の工事ごとに 5,000円 (5,500円)
(2) 付加サービス工事費	1の工事ごとに	5,000円 (5,500円)

附則（平成 20 年 7 月 28 日 BBサ第 800161 号）

この規約は、平成 20 年 8 月 1 日から実施します。

附則（平成 21 年 3 月 27 日 BBサ第 800506 号）

この改正規定は、平成 21 年 3 月 31 日から実施します。

附則（平成 22 年 6 月 28 日 BNSネサ第 000053 号）

この改正規定は、平成 22 年 7 月 31 日から実施します。

附則（平成 25 年 11 月 22 日 NSク第 300210 号）

この改正規定は、平成 25 年 11 月 25 日から実施します。

附則（平成 26 年 3 月 25 日 NSク第 300337 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成 26 年 4 月 1 日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わねばならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則（平成 27 年 12 月 24 日 NSク第 500320 号）

この改正規定は、平成 28 年 1 月 1 日から実施します。

附則（平成 30 年 3 月 26 日 NS才第 00323192 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成 30 年 4 月 1 日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているワンストップ・マネジメントサービス（当社が IP 通信網サービス契約約款に基づき提供する第 3 種オープンコンピュータ通信網サービス、第 5 種オープンコンピュータ通信網サービス又は第 8 種オープンコンピュータ通信網サービスに係るものに限り、）に関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。
- 3 前項の場合において、ワンストップ・マネジメントサービス契約者が行うことのできる契約内容の変更の請求等は、そのワンストップ・マネジメントサービスの提供対象であるオープンコンピュータ通信網サービスの場合に準ずるものとし、
- 4 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わねばならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 5 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則（令和元年 8 月 23 日 NSク第 00534568 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和元年 10 月 1 日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わねばならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（令和 2 年 2 月 27 日 NSク第 00609824 号）

この改正規定は、令和 2 年 3 月 31 日から実施します。

附則（令和 2 年 5 月 29 日 DPSサ第 00654529 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和 2 年 7 月 1 日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているワンストップ・マネジメントサービス（当社が Universal One サービス契約約款（第 4 編）に基づき提供するイーサネット通信サービスに係るものに限り、）については、この改正規定実施後は、Universal One サービス契約約款（第 1 編）に規定する Universal One サービス（令和 2 年 7 月 1 日付で Universal One サービス契約約款（第 4 編）に規定するイーサネット通信サービスから契約移行したものに限り、）に関して提供するものとし、その料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わねばならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとします。